

令和 7 年 安曇野市議会

9 月定例会 条例案

条例改正等の趣旨・新旧対照表

条例改正等の趣旨

議案	件名	所管課	趣旨
第 60 号	安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	職員課	・令和 6 年人事院勧告による「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」の一部の項目に対応する規定について、国の基準に準じて、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、次に掲げる措置を講ずることを規定するもの (1) 妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向配慮等 (2) 3 歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等 ・改正に伴う字句及び条項の改正を行うもの
第 61 号	安曇野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	職員課	・令和 6 年人事院勧告による「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」の一部の項目に対応する規定について、地方公務員の部分休業について法改正が行われたことに伴い、国の基準に準じた制度となるよう次のとおり部分休業の多様化に係る規定を整備するもの (1) 現行の「1 日につき 2 時間を超えない範囲内」の部分休業を「第 1 号部分休業」とし、法改正により新たに措置された「1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内」の部分休業を「第 2 号部分休業」として新たに規定 (2) 部分休業の取得パターンの多様化に係る規定の整備 ・その他字句体裁の整理を行うもの
第 62 号	安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	行革デジタル推進課	基幹系業務システムについて、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、令和 7 年度内に標準化基準に適合したシステムへの移行を予定している。標準化に伴い、一元的に住登外者の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられることとなるが、当該機能を扱う事務について、独自利用事務として条例に定める必要があることから所要の改正を行うもの

第 63 号	安曇野市水道事業給水条例の一部を改正する条例	上水道課	・市の区域内における給水装置工事は、市長が指定した給水装置工事事業者が施行するよう定めているが、能登半島地震の際に指定給水装置工事事業者の確保が困難な状況となり、水道水が使用できない状況が長期化したことから、国の通知に基づき、災害その他非常の場合において、指定給水装置工事事業者の確保が困難であるときは、他の市町村長又は他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者による工事を認める規定を整備するもの ・配水管から分岐して給水装置を布設する給水装置工事と、配水管（給水管）が布設されていない場所へ配水管（給水管）を布設するために施行する負担金工事について、規定を整理するもの ・その他字句体裁の整理を行うもの
第 64 号	安曇野市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	下水道課	・市の区域内における排水設備等に係る工事は、市長が指定した指定工事店が施行するよう定めているが、能登半島地震の際に指定工事店の確保が困難な状況となり、水道水が使用できない状況が長期化したため、下水道管理者が制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例において、災害その他非常の場合において、指定工事店の確保が困難であるときは、他の市町村長が指定した指定工事店による工事を認める改正がなされたことに伴い、所要の改正を行うもの ・その他字句体裁の整理を行うもの
第 65 号	安曇野市公共下水道条例の一部を改正する条例	下水道課	・市の区域内における排水設備等に係る工事は、市長が指定した指定工事店が施行するよう定めているが、能登半島地震の際に指定工事店の確保が困難な状況となり、水道水が使用できない状況が長期化したため、下水道管理者が制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例において、災害その他非常の場合において、指定工事店の確保が困難であるときは、他の市町村長が指定した指定工事店による工事を認める改正がなされたことに伴い、所要の改正を行うもの ・その他字句体裁の整理を行うもの

第 66 号	安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	こども園幼稚園課	・「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、家庭的保育事業者等による連携施設の確保に関する規定について、次に掲げる改正を行うもの (1) 連携施設の確保が著しく困難な場合に連携施設を確保しないことができる経過措置の期限を 15 年に延長 (2) 保育内容支援に係る連携施設の見直し (3) 代替保育に係る連携施設の見直し ・その他字句体裁の整理及び所要の改正を行うもの
第 67 号	安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	こども園幼稚園課	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、特定地域型保育事業者等による連携施設の確保に関する規定について、次に掲げる改正を行うもの (1) 連携施設の確保が著しく困難な場合に連携施設を確保しないことができる経過措置の期限を 15 年に延長 (2) 保育内容支援に係る連携施設の見直し (3) 代替保育に係る連携施設の見直し
第 68 号	安曇野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局	・令和 7 年 6 月施行の公職選挙法施行令の改正に伴い、国の基準に準じて、議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成費用の公費負担額を引き上げる改正を行うもの ・その他字句体裁の整理を行うもの

議案第60号 安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年安曇野市条例第31号）

改正後	改正前
(介護休暇) 第12条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市長が規則で定める者（<u>第12条の4第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により市長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） (介護時間) 第12条の2 （略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> 第12条の3 <u>任命権者は、安曇野市職員の育児休業等に関する条例（平成17年安曇野市条例第32号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3）安曇野市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市長が規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	(介護休暇) 第12条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市長が規則で定める者（<u>第12条の3第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により市長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） (介護時間) 第12条の2 （略）

改正後	改正前
<u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等） 第12条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） 第12条の5 （略）	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） 第12条の4 （略）

議案第61号 安曇野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○安曇野市職員の育児休業等に関する条例（平成17年安曇野市条例第32号）

改正後	改正前
(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、<u>又は出産</u>したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業<u>又は出産</u>に係る子が<u>次に掲げる場合に該当</u>することとなったこと。 <u>ア 死亡した場合</u> <u>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u> (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア 前号<u>ア又はイ</u>に掲げる場合 イ (略) (3)～(7) (略) (育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新) 第6条 <u>任命権者</u>は、法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 (略) 2 給与条例<u>第33条</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) <u>育児短時間勤務（法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同</u>	(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、<u>若しくは出産</u>したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業<u>若しくは出産</u>に係る子<u>若しくは第5条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居</u>することとなったこと。 (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア 前号に掲げる場合 イ (略) (3)～(7) (略) (育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新) 第6条 <u>市長</u>は、法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 (略) 2 給与条例<u>第31条</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) <u>育児短時間勤務</u>をしている職員が産前の休業を始め、<u>若しくは出産</u>したことに

改正後	改正前
<u>じ。）</u>をしている職員が産前の休業を始め、<u>又は出産</u>したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業<u>又は出産</u>に係る子が<u>第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当</u>することとなったこと。 (2)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3か月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>任命権者</u>に申し出た場合に限る。）。 (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について再度の育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。 （法第17条の条例で定めるやむを得ない事情） 第14条 法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) (略) (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（法第18条第1項の規定により採用された<u>同項に規定する短時間勤務</u>職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。 （部分休業をすることができない職員） 第17条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （<u>第1号部分休業</u>の承認） 第18条 <u>法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休</u>	より当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業<u>若しくは出産</u>に係る子<u>若しくは第13条第1号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居</u>することとなったこと。 (2)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3か月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>市長</u>に申し出た場合に限る。）。 (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について再度の育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。 （法第17条の条例で定めるやむを得ない事情） 第14条 法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) (略) (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。 （部分休業をすることができない職員） 第17条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（<u>以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。</u>）を除く。） （<u>部分休業</u>の承認） 第18条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職</u>

改正後	改正前
<u>業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第11条に規定する特別休暇又は勤務時間条例第12条の2に規定する介護時間の承認を受けている職員（<u>非常勤職員を除く。</u>）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が<u>労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）</u>又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。	<u>員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第11条に規定する特別休暇又は勤務時間条例第12条の2に規定する介護時間の承認を受けている職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（<u>2時間を超える場合にあっては2時間</u>）を超えない範囲内（当該非常勤職員が<u>育児時間</u>又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。
<u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第18条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u>	
<u>（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u> <u>第18条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>	
<u>（法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u> <u>第18条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定め</u>	

改正後	改正前
<u>る時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第18条の5 <u>法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員が<u>法第19条第1項に規定する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第40条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第41条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第20条 <u>法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第40条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第41条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第20条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>

**議案第62号 安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例**

○安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年安曇野市条例第54号）

改正後	改正前
（個人番号の利用範囲） 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関（法令又は条例若しくは市長その他の執行機関の規則若しくはその他の規程（以下「法令等」という。）の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。次項において同じ。）が行う同表の中欄に掲げる事務、<u>市の執行機関（法令等の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。）が行う特定個人番号利用事務並びに市の執行機関が第4項の規定により同項に規定する住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務</u>とする。 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 （略） <u>4 市の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。</u> <u>5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u>	（個人番号の利用範囲） 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関（法令又は条例若しくは市長その他の執行機関の規則若しくはその他の規程（以下「法令等」という。）の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。次項において同じ。）が行う同表の中欄に掲げる事務<u>及び市の執行機関（法令等の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。）</u>が行う特定個人番号利用事務とする。 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 （略） <u>4 前2項</u>の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

改正後

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	安曇野市福祉医療費給付金条例（平成17年安曇野市条例第90号）による福祉医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
4 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ	利用特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済

改正前

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	安曇野市福祉医療費給付金条例（平成17年安曇野市条例第90号）による福祉医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ	利用特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済

改正後			改正前		
	って規則で定めるもの	組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）による年金である給付の支給に関する情報、特別障害給付金関係情報、年金生活者支援給付金関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、 <u>住民票関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		って規則で定めるもの	組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）による年金である給付の支給に関する情報、特別障害給付金関係情報、年金生活者支援給付金関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報 <u>又は住民票関係情報</u> であって規則で定めるもの
2 市長	安曇野市福祉医療費給付金条例による福祉医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	利用特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、特別児童扶養手当関係情報、 <u>児童扶養手当関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	2 市長	安曇野市福祉医療費給付金条例による福祉医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	利用特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、特別児童扶養手当関係情報 <u>又は児童扶養手当関係情報</u> であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			児童手当関係情報であって規則で定

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			児童手当関係情報であって規則で定

改正後				改正前			
			めるもの				めるもの
2 市長	安曇野市福祉医療費給付金 条例による福祉医療費給付 金の支給に関する事務であ って規則で定めるもの	教育委員会	児童扶養手当関係 情報であって規則 で定めるもの	2 市長	安曇野市福祉医療費給付金 条例による福祉医療費給付 金の支給に関する事務であ って規則で定めるもの	教育委員会	児童扶養手当関係 情報であって規則 で定めるもの
<u>3 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能 による住登外者の情報の管 理に関する事務であって規 則で定めるもの</u>	<u>教育委員会</u>	<u>住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの</u>				
<u>4 教育委員 会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能 による住登外者の情報の管 理に関する事務であって規 則で定めるもの</u>	<u>市長</u>	<u>住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの</u>				

議案第63号 安曇野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

○安曇野市水道事業給水条例（平成17年安曇野市条例第250号）

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、安曇野市水道事業の給水について、料金、給水装置工事、<u>負担金工事及び開発行為等に伴う給水・配水管工事</u>の費用負担及び供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。 （給水区域） 第2条 安曇野市水道事業の給水区域は、安曇野市水道事業の設置に関する条例（平成17年安曇野市条例第248号）第2条第2項に定める区域とする。ただし、配水管の布設のない場所（給水を受けようとする者が第8条第2項の規定により工事費を負担する<u>工事（以下「負担金工事」という。）を行う場所</u>を除く。）<u>であるとき</u>、又は工事の施行に支障があると市長が認めたときは、給水をしないことができる。 （給水装置工事等の申込み） 第5条 給水装置を新設、増設、改造、移転、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込みし、その<u>審査</u>を受けなければならない。 2 （略） 3 <u>負担金工事をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込みをしなければならない。</u> （開発等の事前協議） 第5条の2 給水区域内において宅地造成等の開発行為<u>等に伴う給水・配水管工事</u>を行う者は、当該開発行為<u>等</u>に係る給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ市長に協議し、<u>別に定める申込みをしなければならない。</u> （給水装置工事の施行） 第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「<u>指定給水装置工事事業者</u>」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	（目的） 第1条 この条例は、安曇野市水道事業の給水について、料金、給水装置工事の費用負担及び供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。 （給水区域） 第2条 安曇野市水道事業の給水区域は、安曇野市水道事業の設置に関する条例（平成17年安曇野市条例第248号）第2条第2項に定める区域とする。ただし、配水管の布設のない場所（給水を受けようとする者が第8条第2項の規定により工事費を負担する<u>もの</u>を除く。）又は工事の施行に支障があると市長が認めたときは、給水をしないことができる。 （給水装置工事の申込み） 第5条 給水装置を新設、増設、改造、移転、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込みし、その<u>承認</u>を受けなければならない。 2 （略） （開発等の事前協議） 第5条の2 給水区域内において宅地造成等の開発行為を行う者は、当該開発行為に係る給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ市長に協議し、<u>同意を得なければならない。</u> （給水装置工事の施行） 第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「<u>指定工事店</u>」という。）が施行する。

改正後	改正前
2 <u>前項本文</u>の規定により<u>指定給水装置工事事業者</u>が給水装置工事を行うときは、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後速やかに市長のしゅん工検査を受けなければならない。 3 <u>指定給水装置工事事業者</u>の指定及び<u>指定給水装置工事事業者</u>が給水装置工事を施行するに当たって必要な事項は、市長が別に定める。 （給水装置工事等の費用負担） 第8条 給水装置工事に要する費用は、第5条第1項の<u>規定による</u>申込みをした者（以下「<u>給水装置工事申込者</u>」という。）が負担する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、市がその費用を負担することができる。 2 <u>負担金工事に要する費用は、第5条第3項の規定による申込みをした者（以下「負担金工事申込者」という。）が安曇野市水道事業分担金等の徴収に関する条例（平成17年安曇野市条例第249号）第7条に規定する工事負担金に相当する額を負担する。この場合において、当該負担金工事により布設した配水管又は給水管は、市に帰属するものとする。</u> （給水管及び給水用具の指定） 第9条 （略） 2 市長は、<u>指定給水装置工事事業者</u>に対し、<u>給水装置工事</u>に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することが<u>でき、災害その他非常の場合においても同様とする。</u> 3 （略） （費用の算出方法） 第10条 <u>第8条第2項の負担金工事に要する</u>費用は、次に掲げる費用の合計額とする。 （1）～（7） （略） 2・3 （略） （費用の予納） 第11条 <u>負担金工事申込者は、当該負担金工事</u>の費用の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。	2 <u>前項</u>の規定により<u>指定工事店</u>が給水装置工事を行うときは、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後速やかに市長のしゅん工検査を受けなければならない。 3 <u>指定工事店</u>の指定及び<u>指定工事店</u>が給水装置工事を施行するに当たって必要な事項は、市長が別に定める。 （給水装置工事の費用負担） 第8条 給水装置工事に要する費用は、第5条第1項の<u>規定により</u>申込みをする者（以下「<u>申込人</u>」という。）が負担する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、市がその費用を負担することができる。 2 <u>第2条ただし書の規定による配水管の布設のない場所若しくは工事の施行に支障があると市長が認める場所又は市の布設計画に基づかない配水管を新設する必要がある場所において、配水管を布設して給水を受けようとする者は、市長が別に定める工事費を負担しなければならない。この場合当該配水管は、市に帰属するものとする。</u> （給水管及び給水用具の指定） 第9条 （略） 2 市長は、<u>指定工事店</u>に対し、<u>配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事</u>に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することが<u>できる。</u> 3 （略） （費用の算出方法） 第10条 <u>市長が行う給水装置工事（第8条第2項の規定により申込人の負担により行う配水管の工事を含む。）</u>の費用は、次に掲げる費用の合計額とする。 （1）～（7） （略） 2・3 （略） （費用の予納） 第11条 <u>市長に給水装置工事を申込みする者は、当該工事</u>の費用の概算額（<u>第8条第2項の規定により配水管の工事費を負担する場合にあっては当該費用の概算額を</u>

改正後	改正前
2 前項の規定により納付した費用の概算額は、工事完成後に<u>精算</u>するものとする。 (給水装置の変更等の工事) 第12条 市長は、配水管の移転その他やむを得ない理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意が得られなくても、当該工事を施行することができる。この場合<u>において</u>、当該工事に要する費用は、市が負担する。 (費用の額の減免) 第13条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、第8条の規定により<u>給水装置工事申込者及び負担金工事申込者</u>が負担する額の一部又は全部を減免することができる。 (管理人の選定) 第16条 共同住宅内に居住しない所有者又は経営者<u>その他</u>市長が必要と認めた者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。 2 (略) (量水器の貸与) 第18条 量水器は、水道使用者等に貸与し、保管させる。 2 前項の<u>規定により保管を行う者（次項において「保管者」という。）</u>は、善良な管理者の注意をもって量水器を管理しなければならない。 3 保管者が、前項の<u>規定による</u>管理義務を怠ったために量水器を滅失又は損傷したときは、市長が定める額を弁償しなければならない。 (水道の使用中止、変更等の届出) 第19条 水道使用者等は、次の<u>各号の</u>いずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。 (1) 水道の使用をやめるとき。	<u>む。）</u>を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。 2 前項の規定により納付した費用の概算額は、工事完成後に<u>清算</u>するものとする。 (給水装置の変更等の工事) 第12条 市長は、配水管の移転その他やむを得ない理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意が得られなくても、当該工事を施行することができる。この場合当該工事に要する費用は、市が負担する。 (費用の額の減免) 第13条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、第8条の規定により<u>申込人</u>が負担する額の一部又は全部を減免することができる。 (管理人の選定) 第16条 共同住宅内に居住しない所有者又は経営者<u>その他で</u>市長が必要と認めた者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。 2 (略) (量水器の貸与) 第18条 量水器は、水道使用者等に貸与し、保管させる。 2 前項の<u>保管者</u>は、善良な管理者の注意をもって量水器を管理しなければならない。 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために量水器を滅失又は損傷したときは、市長が定める<u>損害</u>額を弁償しなければならない。 (水道の使用中止、変更等の届出) 第19条 水道使用者等は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。 (1) 水道の使用をやめるとき。

改正後	改正前
(2) 水道の用途を変更するとき。 (3) 消防演習<u>その他市長が必要と認める目的のため</u>に消火栓及び私設消火栓を使用するとき。 2 水道使用者等は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。 (1) <u>水道</u>使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。 (2) 消防用<u>その他市長が必要と認める目的のため</u>に消火栓及び私設消火栓を使用したとき。 (消火栓及び私設消火栓の使用) 第20条 消火栓及び私設消火栓は、消防用、<u>消防演習その他市長が必要と認める</u>場合のほか、使用してはならない。 (水道使用者等の管理上の責任) 第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状あるときは、直ちに市長に届け出なければならない。 2 (略) 3 <u>水道使用者等は、第1項の規定による管理義務を怠ったために損害が生じたときは、市長が定める額を弁償しなければならない。</u> (料金の額) 第24条 (略) 2 第16条第1項の規定に該当し、かつ、その用途が主として家事用であると市長が認めた共同住宅等の料金は、第17条第2項に該当し、市長と別に定める契約をした<u>ときは</u>、各戸に前項の規定による一般用口径別の料金を適用して得た額とする。この場合<u>において</u>、受水槽の手前に設置した量水器の基本料金は、徴収しない。 (使用水量の認定) 第26条 市長は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。 (1) 量水器に異状があったとき。	(2) 水道の用途を変更するとき。 (3) 消防演習に消火栓及び私設消火栓を使用するとき。 2 水道使用者等は、次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。 (1) <u>水道</u>使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。 (2) 消防用に消火栓及び私設消火栓を使用したとき。 (消火栓及び私設消火栓の使用) 第20条 消火栓及び私設消火栓は、消防用<u>又は消防演習</u>の場合のほか、使用してはならない。 2 <u>消火栓及び私設消火栓を消防演習に使用するときは、市長の指定する職員の立会いを受けなければならない。</u> (水道使用者等の管理上の責任) 第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状あるときは、直ちに市長に届け出なければならない。 2 (略) 3 <u>第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。</u> (料金の額) 第24条 (略) 2 第16条第1項の規定に該当し、かつ、その用途が主として家事用であると市長が認めた共同住宅等の料金は、第17条第2項に該当し、市長と別に定める契約をした<u>場合</u>、各戸に前項の規定による一般用口径別の料金を適用して得た額とする。この場合、受水槽の手前に設置した量水器の基本料金は、徴収しない。 (使用水量の認定) 第26条 市長は、次のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。 (1) 量水器に異状があったとき。

改正後	改正前
(2) 使用水量が不明のとき。 (料金の前納) 第29条 水道を使用しようとする者で、市長が必要と認めたものは、給水装置の使用申込みの際、概算料金を前納しなければならない。 (手数料) 第30条 <u>手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を徴収する。</u> ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 <u>(1) 給水装置工事（軽微な工事で別に定めるものを除く。）の申込みをする場合</u> <u>1件につき 5,000円</u> <u>(2) 給水装置工事しゅん工検査の申請をする場合 1件につき 10,000円</u> <u>(3) 指定給水装置工事事業者の指定又は更新申請をする場合 1件につき 10,000円</u> <u>(4) 給水台帳を複写する場合 1枚につき 300円</u> <u>(5) 地図を複写等する場合</u> <u>ア A3を超えるもの 1枚につき 200円</u> <u>イ A3以下のもの 1枚につき 20円</u> <u>(6) 諸証明に係る申請をする場合 1件につき 300円</u> (給水装置の基準違反に対する措置) 第34条 (略) 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が<u>指定給水装置工事事業者</u>の施行した給水装置工事<u>（第7条第1項ただし書の規定による工事を含む。）</u>に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更で	(2) 使用水量が不明のとき。 (料金の前納) 第29条 水道を使用しようとする者で市長が必要と認めた者は、給水装置の使用申込みの際、概算料金を前納しなければならない。 (手数料) 第30条 <u>市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を徴収する。</u> ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 <u>(1) 給水装置工事に係る申請又は申込みがあったとき（軽微な工事で別に定めるものを除く。）。</u> <u>ア 給水装置工事申込み 1件につき 5,000円</u> <u>イ 給水装置しゅん工検査申請 1件につき 10,000円</u> <u>(2) 給水装置工事事業者の指定に係る申請があったとき。</u> <u>ア 指定給水装置工事事業者指定申請 1件につき 10,000円</u> <u>イ 指定給水装置工事事業者更新申請 1件につき 10,000円</u> <u>(3) 給水台帳複写の申請があったとき 1枚につき 300円</u> <u>(4) 地図の複写等の申請があったとき。</u> <u>ア A3を超えるもの 1枚につき 200円</u> <u>イ A3以下のもの 1枚につき 20円</u> <u>(5) 諸証明に係る申請があったとき 1件につき 300円</u> (給水装置の基準違反に対する措置) 第34条 (略) 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が<u>指定工事店</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合して

改正後	改正前
あるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (給水の停止) 第35条 市長は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当するときは水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止し、損害があったときはこれを賠償させることができる。 (1) 分担金、工事費、修繕費、料金又は手数料を期限内に納入しないとき。 (2) 正当な理由がなくて第25条に規定する使用水量の計量又は第33条に規定する検査を拒み、又は妨げたとき。 (3) 正規の手続を経ないで給水装置工事を行い、又は給水装置を使用したとき。 (4) 給水装置に汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。 (給水装置の切り離し) 第36条 市長は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。 (1) <u>給水装置の所有者</u>が3月以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。 (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと<u>市長</u>が認めたとき。 (過料) 第40条 市長は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当する者に対し、<u>5万円</u>以下の過料に処することができる。 (1) 第5条第1項<u>若しくは第3項又は第5条の2に規定する申込みをせずに工事</u>をした者 (2) 正当な理由がなくて、第17条の量水器の設置、第25条の使用水量の計量、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者 (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者 (4) 第23条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者	いることを確認したときは、この限りでない。 (給水の停止) 第35条 市長は、次のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。 (1) 分担金、工事費、修繕費、料金又は手数料を期限内に納入しないとき。 (2) 正当な理由がなくて第25条に規定する使用水量の計量又は第33条に規定する検査を拒み、又は妨げたとき。 (3) 正規の手続を経ないで給水装置工事を行い、又は給水装置を使用したとき。 (4) 給水装置に汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。 (給水装置の切り離し) 第36条 市長は、次のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。 (1) <u>給水装置所有者</u>が3月以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。 (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。 (過料) 第40条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、<u>50,000円</u>以下の過料に処することができる。 (1) 第5条第1項<u>の承認を受けないで給水装置工事</u>をした者 (2) 正当な理由がなくて、第17条の量水器の設置、第25条の使用水量の計量、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者 (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者 (4) 第23条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

議案第64号 安曇野市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

○安曇野市農業集落排水施設条例（平成17年安曇野市条例第160号）

改正後

(定義)

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(11) (略)

(12) 使用月 使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間であって、その始期及び終期が公営企業管理規程（以下「規程」という。）で定められたものをいう。

(名称、区域及び位置)

第3条

農業集落排水施設の名称、農業集落排水処理施設の名称及び位置並びに排水施設整備区域は、次のとおりとする。

農業集落排水施設の名称	農業集落排水処理施設		排水施設整備区域
	名称	位置	
(略)			
安曇野市川西地区農業集落排水施設	川西浄化センター	安曇野市明科七貴荻原	荻原、塩川原、原、みどりヶ丘、中村の一部の区域
(略)			

(排水設備の計画の確認)

第7条

排水設備の新設等又は撤去を行おうとする者は、あらかじめ、申請書に必要な書類を添付し市長に申請し、確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

(排水設備の工事)

第8条

排水設備の新設等又は撤去の工事（市長が別に定める軽微な工事を除く。）は、下水道条例の規定に基づき排水設備の工事に関し技能を有する者として公益財団法人長野県下水道公社に登録された下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術

改正前

(定義)

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(11) (略)

(12) 使用月 使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は、公営企業管理規程（以下「規程」という。）で定める。

(名称、区域及び位置)

第3条

農業集落排水施設の名称並びに農業集落排水処理施設の名称及び位置並びに排水施設整備区域は、次のとおりとする。

農業集落排水施設の名称	農業集落排水処理施設		排水施設整備区域
	名称	位置	
(略)			
安曇野市川西地区農業集落排水施設	川西浄化センター	安曇野市明科七貴荻原	荻原、塩川原、原、みどりヶ丘、中村の一部の地域
(略)			

(排水設備の計画の確認)

第7条

排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、申請書に必要な書類を添付し市長に申請し、確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

(排水設備の工事)

第8条

排水設備の新設等の工事（市長が別に定める軽微な工事を除く。）は、下水道条例の規定に基づき排水設備の工事に関し技能を有する者として公益財団法人長野県下水道公社に登録された下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」とい

改正後	改正前
者」という。)を選任した業者として市長が指定した排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ行うことができない。ただし、市において工事を実施したとき、<u>又は災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるとき</u>は、この限りでない。 2～4 (略) (悪質汚水の排除の制限) 第10条 (略) 2 前項の著しく農業集落排水施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある汚水とは、次に掲げる事業に起因し、又は付随する汚水で、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4 <u>並びに下水道条例第24条及び</u>第25条に規定する水質の基準に適合しないものとする。 (1)～(4) (略) 3 (略) (改善命令等) 第13条 市長は、農業集落排水施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者<u>又は</u>使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造<u>又は</u>使用の方法の変更を命ずることができる。 2 市長は、農業集落排水施設へ排除される汚水が第10条の規定に違反している排水設備又は除害施設の設置者<u>又は</u>使用者に対し、その汚水の排除を停止させ、<u>又は制限</u>することができる。 (使用料の算定方法) 第19条 (略) 2 月の中途において農業集落排水施設の使用を開始し、又は使用をやめたときの使用料は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 使用日数が15日を超える<u>ときは、1使用月分の金額とする。</u> (汚水の量の認定) 第20条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次に定めるところによる。	う。)を選任した業者として市長が指定した排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ行うことができない。ただし、市において工事を実施したときは、この限りでない。 2～4 (略) (悪質汚水の排除の制限) 第10条 (略) 2 前項の著しく農業集落排水施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある汚水とは、次に掲げる事業に起因し、又は付随する汚水で、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4 <u>及び下水道条例第24条並びに</u>第25条に規定する水質の基準に適合しないものとする。 (1)～(4) (略) 3 (略) (改善命令等) 第13条 市長は、農業集落排水施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者<u>若しくは</u>使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造<u>若しくは</u>使用の方法の変更を命ずることができる。 2 市長は、農業集落排水施設へ排除される汚水が第10条の規定に違反している排水設備又は除害施設の設置者<u>若しくは</u>使用者に対し、その汚水の排除を停止させ<u>又は制限</u>することができる。 (使用料の算定方法) 第19条 (略) 2 月の中途において農業集落排水施設の使用を開始し、又は使用をやめたときの使用料は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 使用<u>した</u>日数が15日を超える<u>とき 1使用月分の金額</u> (汚水の量の認定) 第20条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次に定めるところによる。

改正後	改正前
(1) 水道水を使用した場合は、安曇野市水道事業給水条例（平成17年安曇野市条例第250号）第25条<u>又は</u>第26条により点検<u>又は認定</u>した使用水量とする。 (2) (略) (3) 製氷業等の営業及び市長が認める特別の用途に使用する水の量が農業集落排水施設に排除する汚水の量と著しく異なる場合<u>において</u>、使用者は、毎使用月、その使用月に農業集落排水施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 (4) (略)	(1) 水道水を使用した場合は、安曇野市水道事業給水条例（平成17年安曇野市条例第250号）第25条<u>及び</u>第26条により点検した使用水量とする。 (2) (略) (3) 製氷業等の営業及び市長が認める特別の用途に使用する水の量が農業集落排水施設に排除する汚水の量と著しく異なる場合に使用者は、毎使用月、その使用月に農業集落排水施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 (4) (略)

議案第65号 安曇野市公共下水道条例の一部を改正する条例

○安曇野市公共下水道条例（平成17年安曇野市条例第209号）

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(14) (略) (15) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間<u>であって、その始期及び終期が</u>公営企業管理規程（以下「規程」という。）で<u>定められたものをいう。</u> (汚水と雨水の分流) 第4条 排水区域内の下水は、汚水と雨水に分流し、汚水は公共下水道に排除し、雨水は公共用水域（水濁法第2条第1項に規定するものをいう。）及び都市下水路（<u>法第2条第5号に掲げるものをいう。</u>）に排除するものとする。ただし、特別の事情により市長が認めた汚水については、この限りでない。 (公共下水道の構造の<u>技術上の基準</u>) 第4条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の<u>技術上の基準</u>は、次条から第4条の6までに定めるところによる。 (排水施設及び処理施設に共通する構造の<u>技術上の基準</u>) 第4条の3 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第4条の5において同じ。）に共通する構造の<u>技術上の基準</u>は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (排水施設の構造の<u>技術上の基準</u>) 第4条の4 排水施設の構造の<u>技術上の基準</u>は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (処理施設の構造の<u>技術上の基準</u>) 第4条の5 処理施設（<u>終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。</u>）の<u>構造上の技術上の基準</u>は、第4条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(14) (略) (15) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間<u>をいい、その始期及び終期は、</u>公営企業管理規程（以下「規程」という。）で<u>定める。</u> (汚水と雨水の分流) 第4条 排水区域内の下水は、汚水と雨水に分流し、汚水は公共下水道に排除し、雨水は公共用水域（水濁法第2条第1項に規定するものをいう。）及び都市下水路に排除するものとする。ただし、特別の事情により市長が認めた汚水については、この限りでない。 (公共下水道の構造の基準) 第4条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第4条の6までに定めるところによる。 (排水施設及び処理施設に共通する構造の基準) 第4条の3 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第4条の5において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (排水施設の構造の基準) 第4条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (処理施設の構造の基準) 第4条の5 処理施設の構造（<u>終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。</u>）の基準は、第4条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

改正後

(1)・(2) (略)

(排水設備の接続方法、内径等)

第6条

排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 公共下水道に汚水を排除するために設ける排水設備は、公共ますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により汚水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「公共ます等」という。）に固着させること。

(2) (略)

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の事由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水管の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径及び同表の右欄に掲げる勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（人）	<u>内径</u> （mm）	勾配
(略)		

(4) (略)

(排水設備指定工事店の指定)

第8条

排水設備等の新設等~~又は撤去~~の工事（規程で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

2・3 (略)

(指定の申請)

第9条

前条第1項前段の規定による指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。

改正前

(1)・(2) (略)

(排水設備の接続方法、内径等)

第6条

排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 公共下水道に汚水を排除するために設ける排水設備は、公共ますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により汚水を排除する場合における他人の排水設備を含む。(以下「公共ます等」という。)）に固着させること。

(2) (略)

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の事由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水管の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径及び同表の右欄に掲げる勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（人）	<u>管径</u> （mm）	勾配
(略)		

(4) (略)

(排水設備指定工事店の指定)

第8条

排水設備等の新設等の工事（規程で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

2・3 (略)

(指定の申請)

第9条

前条第1項の規定による指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。

改正後	改正前
2・3 (略) (指定工事店の責務及び遵守事項) 第18条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規程の定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。 (排水設備等の工事の検査) 第21条 (略) 2 市長は、前項の規定による検査の結果、その工事が法令及び条例の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等又は撤去を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。 (特定事業場からの汚水の排除の制限) 第25条 (略) 2 特定事業場から排除される汚水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。 (1) 前項第1号から第4号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該汚水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水濁法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。 (2) 前項第5号に掲げる項目に係る水質に関し、当該汚水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水濁法の規定による環境省令により、又は水濁法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。 (排除の停止又は制限) 第28条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。 (1)・(2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めたとき。	2・3 (略) (指定工事店の責務及び遵守事項) 第18条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規程の定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。 (排水設備等の工事の検査) 第21条 (略) 2 市長は、前項の規定による検査の結果、その工事が法令及び条例の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。 (特定事業場からの汚水の排除の制限) 第25条 (略) 2 特定事業場から排除される汚水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。 (1) 前項第1号から第4号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該汚水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水濁法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準により緩やかな排水基準が適用されるとき。 (2) 前項第5号に掲げる項目に係る水質に関し、当該汚水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水濁法の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準により緩やかな排水基準が適用されるとき。 (排除の停止又は制限) 第28条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。 (1)・(2) (略) (3) 前2号に定めるもののほか、市長が管理上必要があると認めたとき。

改正後	改正前
(使用開始等の届出) 第29条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 2 (略) (特別使用許可) 第32条 (略) 2 市長は、前項に規定する申請があり、必要と認めたときは、特別使用許可をすることができる。ただし、<u>流域関連公共下水道に係る</u>特別使用許可をする<u>場合は</u>、流域下水道管理者と協議しなければならない。 3・4 (略) (使用料の算出基準) 第33条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次に定めるところによる。 (1) 水道水を使用した場合は、安曇野市水道事業給水条例（平成17年安曇野市条例第250号）第25条<u>又は</u>第26条により点検<u>又は認定</u>した使用水量とする。 (2) (略) (3) 製氷業等の営業及び市長が認める特別な用途に使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合に<u>おいて</u>、使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 (占用の許可) 第39条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続してこれを占用しようとする者（以下「占用者」という。）は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。	(使用開始等の届出) 第29条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開<u>（以下「使用等」という。）</u>しようとするときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 2 (略) (特別使用許可) 第32条 (略) 2 市長は、前項に規定する申請があり、必要と認めたときは、特別使用許可をすることができる。ただし、<u>流域関連公共下水道は</u>特別使用許可をする<u>場合</u>、流域下水道管理者と協議しなければならない。 3・4 (略) (使用料の算出基準) 第33条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次に定めるところによる。 (1) 水道水を使用した場合は、安曇野市水道事業給水条例（平成17年安曇野市条例第250号）第25条<u>及び</u>第26条により点検した使用水量とする。 (2) (略) (3) 製氷業等の営業及び市長が認める特別な用途に使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合に使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 (占用の許可) 第39条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続してこれを占用しようとする者（以下「占用者」という。）は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。<u>ただし、占用物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって</u>

改正後	改正前
(1)～(4) (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、占用物件の設置については、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</u> (公共下水道の<u>排水施設</u>付近での掘削等) 第43条 (略) 2 (略) (手数料) 第46条 次に掲げる事務について、当該事務の申請者は、別表第2に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1) 排水設備等確認申請<u>事務</u> (2) 指定工事店の指定<u>事務</u> 2・3 (略)	<u>占用の許可とみなす。</u> (1)～(4) (略) (公共下水道の<u>排水渠</u>付近での掘削等) 第43条 (略) 2 (略) (手数料) 第46条 次に掲げる事務について、当該事務の申請者は、別表第2に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1) 排水設備等確認申請 (2) 指定工事店の指定 2・3 (略)

議案第66号 安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）

改正後	改正前
目次 第1章～第4章（略） 第5章 事業所内保育事業 第1節 通則（第42条） 第2節 保育所型事業所内保育事業（<u>第43条</u>—第46条） 第3節（略） 第6章 雑則（第49条・<u>第50条</u>） （最低基準の目的） 第3条 最低基準は、家庭的保育事業等を利用している<u>乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）</u>（以下「利用乳幼児」という。）が明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	目次 第1章～第4章（略） 第5章 事業所内保育事業 第1節 通則（第42条・<u>第43条</u>） 第2節 保育所型事業所内保育事業（<u>第44条</u>—第46条） 第3節（略） 第6章 雑則（第49条） （最低基準の目的） 第3条 最低基準は、家庭的保育事業等を利用している<u>乳幼児</u>（以下「利用乳幼児」という。）が明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。<u>ただし、地理的条件により連携施設の確保が著しく困難であると教育委員会が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</u>

改正後	改正前
(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> (2) 必要に応じ、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 教育委員会は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 4 教育委員会は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと教育委員会が認めること。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措</u>	(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと。</u> (2) 必要に応じ、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 教育委員会は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないことができる。 (1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>

改正後	改正前
<u>置が講じられていること。</u> <u>(2) 教育委員会が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略) <u>6 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>教育委員会が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> <u>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> <u>7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、教育委員会が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u> (2) <u>法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u>	<u>(2) 次項の連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) (略)

改正後	改正前
(衛生管理等) 第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 3・4 (略) 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 (食事) 第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供する場合は、<u>家庭的保育事業所等内</u>で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。 2～5 (略) (食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件の全てを満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、<u>当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお</u>当該家庭的保育事業所等内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1)～(5) (略) 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1) 連携施設 (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等	(衛生管理等) 第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、<u>当該</u>家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 3・4 (略) 5 居宅訪問型保育事業者は、<u>当該</u>居宅訪問型事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 (食事) 第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供する場合は、<u>当該家庭的保育事業所内</u>で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。 2～5 (略) (食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件の全てを満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業所等内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1)～(5) (略) 2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。 (1) 連携施設 (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 <u>(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等の地理的条件により前</u>

改正後	改正前
(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として教育委員会が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 （略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合において、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 3・4 （略） （職員） 第23条 （略） 2 家庭的保育者は、教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると教育委員会が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）・（2） （略） 3 （略） （小規模保育事業の区分） 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育	<u>2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると教育委員会が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。）</u> (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として教育委員会が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 （略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合において、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 3・4 （略） （職員） 第23条 （略） 2 家庭的保育者は、教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると教育委員会が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 （1）・（2） （略） 3 （略） （小規模保育事業の区分） 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育

改正後	改正前
事業C型とする。 (設備の基準) 第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、<u>屋外遊戯場の面積は、同号</u>の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6) (略) (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、<u>次に掲げる要件の全て</u>に該当するものであること。 ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている別表第1の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。	事業C型とする。 (設備の基準) 第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、<u>屋外遊戯場の面積は、前号</u>の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6) (略) (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、<u>次のアからクまでの要件</u>に該当するものであること。 ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている別表第1の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

改正後	改正前
(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。 (設備の基準) 第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、<u>前号</u>の幼児1人につき3.3平方メートル以上、<u>屋外遊戯場の面積は、同号</u>の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6)・(7) (略) (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) (略) (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 (3)・(4) (略) (設備及び備品)	(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。 (設備の基準) 第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、<u>満2歳以上</u>の幼児1人につき3.3平方メートル以上、<u>屋外遊戯場の面積は、前号</u>の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6)・(7) (略) (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) (略) (2) 子ども・子育て支援法 <u>(平成24年法律第65号)</u> 第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 (3)・(4) (略) <u>(5) 地理的条件により居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると教育委員会が認める地域において行う保育</u> (設備及び備品)

改正後	改正前
第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 （居宅訪問型保育連携施設） 第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切で専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の教育委員会の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 （居宅訪問型保育連携施設） 第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切で専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の教育委員会の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。<u>ただし、地理的条件により居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると教育委員会が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</u>
第2節 保育所型事業所内保育事業 （設備の基準） 第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 （1）～（4） （略） （5） 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。 （6） 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、<u>同号</u>の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 （7） （略） （8） 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、<u>次に掲げる要件の全て</u>に該当するものであること。	（設備の基準） 第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 （1）～（4） （略） （5） 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。 （6） 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は<u>前号</u>の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 （7） （略） （8） 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、<u>次のアからクまでに掲げる要件</u>に該当するものであること。

改正後	改正前
ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている別表第1の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 （ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 （イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。 ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。	ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている別表第1の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 （ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 （イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。 ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。
（連携施設に関する特例） 第45条 （略） 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する	（連携施設に関する特例） 第45条 （略） 第2節 保育所型事業所内保育事業

改正後	改正前
<u>事業を行うものであって、教育委員会が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u> <u>（電磁的記録）</u> 第49条 <u>家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> （委任） 第50条 （略） 附 則 1～3 （略） （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等（<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他必要な適切な支援を行うことができると教育委員会が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 5～10 （略）	（委任） 第49条 （略） 附 則 1～3 （略） （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他必要な適切な支援を行うことができると教育委員会が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 5～10 （略）

議案第67号 安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第37号）

改正後	改正前
(利用定員) 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項に規定する確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 (略) (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 必要に応じ、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、	(利用定員) 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項に規定する確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 (略) (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 必要に応じ、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保

改正後	改正前
当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 <u>2 教育委員会は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 教育委員会は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと教育委員会が認めること。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 教育委員会が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供さ</u>	育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 <u>2 教育委員会は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提</u>

改正後	改正前
れる場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 <u>6</u> 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 教育委員会が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。 <u>7</u> 前項（<u>第2号に係る部分に限る。</u>）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、教育委員会が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) 附 則 1～4 (略) (連携施設に関する経過措置) 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要で適切な支援を行うことができると教育委員会が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 <u>4</u> 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 教育委員会が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。 <u>5</u> 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、教育委員会が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) 附 則 1～4 (略) (連携施設に関する経過措置) 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要で適切な支援を行うことができると教育委員会が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第68号 安曇野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

○安曇野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年安曇野市条例第8号）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。 (選挙運動用自動車の使用の公営) 第2条 安曇野市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、<u>6万4,500円</u>に法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。 (選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出) 第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、安曇野市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。 (選挙運動用自動車の使用の公費の支払) 第4条 市は、候補者（前条の<u>規定による</u>届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運	(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。 (選挙運動用自動車の使用の公営) 第2条 安曇野市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、<u>64,500円</u>に法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。 (選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出) 第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、安曇野市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。 (選挙運動用自動車の使用の公費の支払) 第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運

改正後	改正前
客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>6万4,500円</u>を超える場合には、<u>6万4,500円</u>）の合計金額 (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の<u>規定による</u>届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が<u>1万2,500円</u>を超える場合には、<u>1万2,500円</u>）の合計金額	送事業者等に対し支払う。 (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>64,500円</u>を超える場合には、<u>64,500円</u>）の合計金額 (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が<u>12,500円</u>を超える場合には、<u>12,500円</u>）の合計金額
(選挙運動用ビラの作成の公営) 第6条 候補者は、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条	(選挙運動用ビラの作成の公営) 第6条 候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条

改正後	改正前
第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。
(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出) 第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。	(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出) 第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。
(選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第8条 市は、候補者(前条の<u>規定による</u>届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に<u>対し</u>支払う。	(選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に<u>対して</u>支払う。
(選挙運動用ポスターの作成の公営) 第9条 候補者は、<u>586円88銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>8万8,000円</u>を加えた金額を当該掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数がポスター掲示場の数を超える場合には、当該掲示場の数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	(選挙運動用ポスターの作成の公営) 第9条 候補者は、<u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>88,000円</u>を加えた金額を当該掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数がポスター掲示場の数を超える場合には、当該掲示場の数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。
(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出) 第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところ	(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出) 第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところ

改正後	改正前
により、その旨を委員会に届け出なければならない。 (選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第11条 市は、候補者（前条の<u>規定による</u>届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、単価の限度額を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	により、その旨を委員会に届け出なければならない。 (選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第11条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、単価の限度額を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。